

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次

- ◇ 例 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正土地の用途廃止
- ◇ 公 告 麻葉取締法による聴聞の実施
争議行為を行なう旨の通知
危険物取扱主任者試験の合格者

条 例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「行わず」を「行なわず」に改め、同条第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条第五号及び第六号中「二万円」を「二万四千元」に改める。

第五条第二号中「入居の申込」を「入居の申込み」に、「二万円」を「二万四千元」に、「三万六千元」を「四万円」に改める。

附則第四項中「三万六千元」を「四万円」に改める。

附則第五項中「二万円」を「二万四千元」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）

の一部を次のように改正する。

別表第五号中「タイピスト」の下に「・守衛長・副守衛長・守衛・用務

主任・用務員・寮母」を加え、同表第六号中「船員」の下に「・車庫長・

車庫主任・自動車整備士・運転士・交換室長・交換手・印刷技手長・印刷技手・技工・畜産技手・繭検技手・道路技手・ボイラ技手・調理士・調理員・農業技手・医療助手・検査助手」を加え、同表第七号及び第八号を次のように改める。

七 事務員をもつて充てる職

主事補

八 技術員をもつて充てる職

技師補・レントゲン士・理療士

附 則

この規則は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百八十九号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十一月二十九日から施行する。

昭和四十三年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 栃木県塩谷郡 東京都府中市 同都国立市 同都南多摩郡 同都町田市 同都八王子市 神奈川県川崎市 同県相模原市 同県横浜市 同県厚木市 同県平塚市 同県愛甲郡 同県小田原市 同県高座郡 同県大

和 市 愛媛県八幡浜市 熊本県天草郡

鳥取県告示第七百九十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十一月二十九日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市田島字四ツ折田一七五ノ三番地先から一〇八ノ二番地先まで	二四七・五一	水路敷

鳥取県告示第七百九十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十一月二十一日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
倉吉市巖城字新市三〇七ノ五番地先から三〇七ノ二五番地先まで	三四一・四六	道路敷
三〇七ノ七番地先から字敷下三一五番地先まで	一三・七七	"

鳥取県告示第七百九十二号

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示す

る。

昭和四十三年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年十二月七日 午前十時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市大崎三〇三五番地 梶 谷 治 男

鳥取県告示第七百九十三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、米子地区一般労働組合因伯通運支部長安田秀男から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

(一) 年末一時金支給に関する事。

(二) 定年制の延長に関する事。

二 日時

昭和四十三年十二月五日からの事件が解決するまで

三 場所

米子市内及びその周辺

四 概要

三に掲げる場所の全域にわたり、あらゆる形の争議行為を実施する。

公 告

昭和43年11月12日行なつた危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和43年11月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲種危険物取扱主任者試験

西村 明彦 佐々木啓四郎 石上 洋二

乙種第1類危険物取扱主任者試験

坂本 将雄 古川 要夫 宮脇 俊彦

乙種第2類危険物取扱主任者試験

関 常彦 古川 要夫 渡辺 俊雄 宮脇 俊彦

乙種第3類危険物取扱主任者試験

松本 志郎 渡辺 俊雄 横田 博

乙種第4類危険物取扱主任者試験

村上 昭司 熊田 文夫 前橋 康昭 中西 重康 木村 隆志

谷口 寿克 森谷 豊 河崎 晴美 荒木 義孝 柴田 喜次郎

森田 樹 上島 司 森本 賢一 森 茂 大田 則男

倉益 登 中村 政男 前田 正明 山本 憲行 藤原 中

西垣 良久 広沢 正康 塩川 京三 太田 益栄 田 久夫

00460

安田	松井	長尾	橋本	河田	阿部	山本	柳野	手嶋	飯塚	長瀬	楮原	吉岡	山根	松本	中島	田中	伊田	松本	乙種第6類危険物取扱主任者試験	熊田	能登路	山崎
広幸	勇	俊一	和久	英俊	功	一雄	美雄	昭好	富吉	直敬	和夫	範清	義清	克己	良徳	繁	保正	志郎	類危険物取扱主任者試験	文夫	光正	汎昭
乾	蔵光	山田	高力	齊木	湯浅	足田	土肥	石田	福長	龜山	松本	松本	山根	宮川	渡辺	後藤	前田	黒見	主任者試験	村上	塚本	永島
保夫	信章	英和	典夫	俊之	憲二	寿久	正勝	弘美	勉	登	光司	皓	進	修三	耕	照明	篤彦	佳紀	主任者試験	昭司	将雄	明
沢	竹之内	山本	中村	後藤	中原	森口	加藤	河本	坂本	山内	増田	雑賀	内田	深田	池松	米川	恩田	竹原	主任者試験	西垣	古川	宮脇
勇治	修	泰正	真砂	敏幸	公正	江	幸雄	稔	萬	俊彦	正明	之	悟	忍	隆一	忠克	博充	完	主任者試験	志	要夫	俊彦
村中	松島	岩本	藤井	市倉	石橋	山根	田村	下部	細田	景山	岩田	井田	松本	三島	足立	武本	能登路	西尾	主任者試験	角田	渡辺	古田
栄	俊郎	真治	美行	則勝	義定	幹夫	次	裕一	良久	兵一	貢	武雄	恭治	吉民	明	勝	光正	義夫	主任者試験	正紀	俊雄	太一
谷口	狭武	上山	藤井	矢倉	吉川	二宮	中岡	下浦	柏木	伊西	坂本	角田	角廻	宮廻	足立	西村	塚本	主任者試験	恩田	山根	博充	
頼昭	重雄	勝	伝治	貞	忠賢	幸雄	剛	大	義幸	保秀	幹夫	退	正紀	政博	宣敏	順一	将雄	主任者試験	博充	功		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】